２ 号 物 件

令和７年度国有林林道施設点検業務その１

紙入札参加届

1　発注物件（業務）名

2　電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア　電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和　　年　　月　　日）

イ　電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和　　年　　月　　日）

ウ　その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

様式第５号（第４条）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長
関口　高士　殿

（入札者）
住　　所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏　　名

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、第２号物件　令和７年度　国有林林道施設点検業務その１　の代金

内訳は別紙単価内訳書のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）
１　金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
２　用紙の寸法は、日本産業規格 A 列４番とし、縦長に使用すること。

様式第６号（第４条）

委　任　状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

１　入札年月日　　令和　　年　　月　　日

２　件　　名　　令和７年度　国有林林道施設点検業務その１

３　委任事項　　（１）入札に関する一切の件
（２）契約の履行に関する件
（３）代金の請求及び受領に関する件
（４）その他上記各号に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長
関口　高士　殿

（案）

業務契約書

支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 関口　高士(以下「甲」という。)と　　(以下「乙」という。)は、令和7年度国有林林道施設点検業務その1(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

契約条項

(実施する業務)

第１条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者は、その成果を発注者に報告するものとする。

(１)業務名 令和7年度国有林林道施設点検業務その1

(２)業務の内容等

令和7年度国有林林道施設点検業務その1仕様書(以下「仕様書」という。)及び令和7年度国有林林道施設点検業務その1内訳書(以下「内訳書」という。)のとおり。

(３)履行期間

契約日の翌日から令和7年12月26日まで

(業務の遂行)

第２条 乙は、契約した業務を仕様書および内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

(契約金額)

第３条 甲は、業務に要する費用として、金　　円(うち消費税及び地方消費税額金　　円)を支払うものとする。乙は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

２ 当該内容を変更するときは、第11条の定めによる。

(契約保証金)

第４条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第５条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

２ 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

３ 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

４ 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第３条に規定する金額の限度額 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

（業務計画書の提出）

第６条 乙は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を甲に提出しなければならない。

（完了報告）

第７条 乙は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係付属書類を甲に提出するものとする。

（検査）

第８条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第９条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

（契約金額の支払）

第 10 条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

２ 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

３ 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

４ 甲の責めに帰すべき事由により、第１項（第２項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（前金払）

第 11 条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の３以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

２ 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

３ 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 4 を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 37 条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 4 の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 甲は、乙が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 12 条 乙は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 13 条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(業務の中止等)

第 14 条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第 8 条から第 10 条の規定に準じ精算するものとする。

(業務の変更)

第 15 条 甲は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。

３ 第１項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

（契約の解除等）

第 16 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

（違約金）

第 17 条 次の各号いずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

（１）前条の規定により契約が解除された場合

（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３ 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（業務内容の調査）

第 18 条 甲は、必要に応じ、乙に対し、事業の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

（帳簿等）

第 19 条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（秘密の保持等）

第 20 条 乙は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 21 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す

る法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

(2)前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4　第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（暴力団排除に関する特約条項）

第 23 条 別紙 1 のとおり

（疑義の解決）

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年　月　日

（甲）北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関口　高士

（乙）

別紙１

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団 員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条 乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条 甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和７年度国有林林道施設点検業務その１仕様書

１.一般事項

本業務は、林道を構成する路体(橋梁・擁壁等の構造物を含む)、排水施設、法面、標識類等について総合的に調査・点検を行い、その結果の取りまとめ及び林道交通安全の観点から必要な措置に ついて報告・提案することを目的とする。

調査・点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、結果をより具体的に取りまとめられるようにすること。

点検した箇所は、多方向から写真撮影するものとし、必要によりテープ表示したり、拡大した詳細写真を添付するなど分かりやすいものとすること。

調査・点検した内容は、「林道等点検野帳(様式３)」、「橋梁点検調査表(様式４)」及び「溝渠点検調査表(様式５)」に取りまとめ、調査・点検した結果を技術的に分析し、当面必要な対策及び中長期的な対策について報告・提案を行うこと。

施設点検を実施する路線は、「施設点検路線一覧」によるものとする。

現地の調査・点検を実施する前には、森林管理(支)署と十分打合せを行うものとし、特に点検路線における起・終点の位置、点検する橋梁の因子(橋梁名、橋長、上部構造の種類、下部構造の種類、桁下高など)について、森林管理(支)署が「位置図」、「林道台帳」及び「橋梁整理簿」の写しなどを提供するので、点検箇所や報告書の記載に誤りがないようにすること。「林道台帳」及び「橋梁整理簿」は使用後返却すること。

２.点検調査内容等

(１)路面・路側・路体の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、陥没、流出、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(２)法面の浮石、崩壊等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、崩壊等が発生している箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(３)橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(４)擁壁の安定状況等及び法面保護工(落石防止網等)機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(５)溝渠・暗渠の管及び呑口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(６)安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草本類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。併せて視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

３.調査結果について

「業務実施結果報告書(様式 1)」、「業務日誌(様式 2)」、「林道点検野帳(様式 3)」、「橋梁点検調査表(様式 4)」、「溝渠点検調査表(様式 5)」、「現況写真(様式 6)」を、各森林管理(支)署１部、森林管理局１部を提出すること。

令和7年度国有林林道施設点検業務その1　内訳書

令和7年度国有林林道施設点検業務その1

区分	工 種	種 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要	備 考
直接人件費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ（各森林管理署）	単－1
	施設点検	林道施設点検	1	式			令和7年度国有林林道施設点検業務その1路線一覧	単－2
		報告書作成	1	式			仕様書のとおり	単－2
	計							
直接経費・旅費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ（各森林管理署）	単－1
	施設点検	林道施設点検	1	式			令和7年度国有林林道施設点検業務その1路線一覧	単－2
	計							
直接経費・資材等	一般事項	各署等打合燃料費等	2	回			車両燃料費等	単－1
	施設点検	報告書作成	1	式			仕様書のとおり	単－2
		調査器材	1	式			施設点検直接人件費5%	
		施設点検燃料費等	1	式			車両燃料費等	単－2
	計							
諸経費	諸経費	諸経費	1	式			諸経費率＝変数値（371.23）×直接人件費^-0.107	
		計					諸経費＝直接人件費×諸経費率	
業務費合計								
消費税	消費税等相当額	消費税等相当額	10	%				
		合計						
総 計								

単価1

一般的事項

①契約に関する局との打合せは随時行うこととする。打合せに関する経費は諸経費に含まれるものとする。
②各署との打合せは、業務着手時と業務終了後報告の2回とする。

地区名	工程	距離(km)	ライトバン経費	高速料金(円)	合計	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
											宿泊	宿泊手当
北見地区	帯広→北見各署→帯広	628				3	2	主任指導員	1			
								指導員	1			
	計	628				3	2	計				
帯広地区	帯広・帯広各署	503				3	2	主任指導員	1			
								指導員	1			
	計	503				3	2	計				

交通費

人件費	宿泊	宿泊手当

旅費合計

単価2

施設点検

区分	人件費	旅費		計	運転経費等	合計
	人件費	宿泊	宿泊手当			
北見						
帯広						
計						

旅費	
調査機材	

人件費の5%

施設点検報告書作成

①報告書作成は地区単位×3日
②報告書作成統括は主任指導員で6日（各地区3日）を見込む

区分	摘要（人工数）	人件費
		人件費
主任指導員	6	
指導員	6	
助手	6	
計		

人件費の5%

単価2（北見）

施設点検

①施設点検の拠点は北見とする。（拠点から地区を巡回し拠点に戻る）
②複数週に及ぶが休日等で拠点に戻る経費は諸経費に含まれる。

	距離（km）	ライトバン経費	高速料金（円）	合計	拠点から施設点検	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
帯広→拠点	192					1	1	指導員	9			
拠点→施設点検	300				7	7	6	助手	9			
拠点→帯広	192					1	0					
計	684				7	9	7	計				

施設点検距離一覧表(km)

	点検延長	林道間移動	合計
網走西部	32.9	45.9	78.8
西紋別支	5.4	31.4	36.8
網走中部	21.8	74.5	96.3
網走南部	36.1	51.7	87.8
北見地区計	96.2	203.5	299.7

単価2（帯広）

施設点検

①施設点検の拠点は帯広とする。（拠点から地区を巡回し拠点に戻る）
②複数週に及ぶが休日等で拠点に戻る経費は諸経費に含まれる。

	距離（km）	ライトバン経費	高速料金（円）	合計	拠点から施設点検	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
帯広→拠点								指導員	30			
拠点→施設点検	967				30	30	29	助手	30			
拠点→帯広	0											
計	967				30	30	29	計				

施設点検距離一覧表(km)

	点検延長	林道間移動	合計
根釧西部	72.2	209.0	281.2
根釧東部	26.9	83.1	110.0
十勝東部	114.5	83.0	197.5
十勝西部	68.5	133.0	201.5
東大雪支	38.8	138.3	177.1
帯広地区計	320.9	646.4	967.3

施設点検路線一覧

北見地区	26	路線	96.2	km
帯広地区	59	路線	320.9	km
合　計	85	路線	417.1	km

林 道 施 設 点 検 表

	管理署名	市町村	林道名	点検路線延長(km)	点検施設内訳		次林道距離(km)
					橋梁(箇所数)	安全施設等(有無)	
北海道森林管理局（北見地区）							22.8
	網走西部	遠軽町	銅鉱の沢林道	2.7	1	○	0.0
		遠軽町	立鉱の沢林道	5.6		○	18.7
		遠軽町	上丸本流林道	4.6	2	○	1.8
		遠軽町	5号の沢林道	2.6	5	○	0.0
		遠軽町	5号の沢林道1の沢支線	1.0		○	2.6
		遠軽町	オロピリカ林道	9.3	4	○	0.0
		遠軽町	落の沢林道	1.3		○	0.0
		遠軽町	落の沢林道支線	3.0		○	0.0
		遠軽町	オロピリカ3号沢林道	1.7		○	0.0
		遠軽町	オロピリカ林道5の沢支線	1.1		○	0.0
	計		10	32.9	12	10	45.9
	西紋別						4.5
		滝上町	渓谷林道	1.2		×	0.0
		滝上町	三好沢林道	2.2	1	×	15.7
		滝上町	オンコの沢林道	2.0		×	11.2
	計		3	5.4	1	3	31.4
	網走中部						25.5
		北見市	1029林班林道	6.3	1	×	0.0
		北見市	18号越林道	5.0		○	12.8
		北見市	1011林班林道	1.7		×	2.8
		北見市	ポンムカ林道	0.6		×	3.1
		北見市	上金華林道	1.1		×	1.4
		北見市	千田の沢林道	2.2		×	7.6
		北見市	花園林道(大金穂)	2.3		×	21.3
		北見市	ポンワカ林道(大金穂)	2.6		×	0.0
	計		8	21.8	1	8	74.5
	網走南部						39.4
		斜里町	斜里岳林道	17.6		○	0.0
		斜里町	富士の沢林道	1.7		○	4.5
		斜里町	北富士林道	1.5		○	0.0
		斜里町	富士オクシベ林道	14.3		○	1.6
		斜里町	芋の沢林道	1.0		○	6.2
	計		5	36.1	0	5	51.7
合 計			26	96.2	14	26	203.5

林 道 施 設 点 検 表

	管理署名	市町村	林道名	点検路線延長 (km)	点検施設内訳 橋梁 (箇所数)	点検施設内訳 安全施設等 (有無)	次林道距離 (km)
北海道森林管理局（帯広地区）							41.9
	根釧西部	釧路市	知茶布支線林道	1.5	2	○	0.0
		釧路市	知茶布林道	1.9	2	○	0.0
		標茶町	オソベツ久著呂林道	32.1	2	○	70.1
		弟子屈町	志計礼辺林道	4.0	1	○	30.7
		弟子屈町	尾札部林道	6.7	1	○	27.0
		弟子屈町	屈斜路湖畔林道	19.2	3	○	27.8
		弟子屈町	第2川湯林道	1.2	1	○	5.4
		弟子屈町	第3川湯林道	5.6		○	6.1
	計		8	72.2	12	8	209.0
	根釧東部						35.1
		羅臼町	陸志別林道	4.5	2	○	0.0
		羅臼町	七点沢林道	1.6		○	0.0
		中標津町	武佐林道	7.9	1	○	48.0
		中標津町	クテクンベツ林道	6.1		○	0.0
		中標津町	俣落連絡林道	6.8		○	0.0
	計		5	26.9	3	5	83.1
	十勝東部						25.7
		陸別町	大与地1004林班林道	3.3	2	○	0.0
		陸別町	登良里林道	6.7		×	0.0
		陸別町	大与地1003林班林道	1.1		×	2.0
		陸別町	ポンクンベツ林道	4.4	1	○	5.9
		陸別町	岡山3の沢林道	3.2		×	0.9
		陸別町	5の沢林道	2.2	1	○	2.2
		陸別町	奥村の沢林道	9.1		○	0.0
		陸別町	奥村の沢支線林道	2.2		○	2.0
		陸別町	薫別1016林班林道	4.1		○	3.3
		陸別町	恩根内林道	5.6	3	○	0.0
		陸別町	恩根内左の沢林道	2.1		×	0.0
		陸別町	直志ノ沢林道	7.0		○	1.5
		陸別町	宇遠別1の沢林道	1.0	1	○	12.4
		陸別町	鹿山作州林道	5.4		○	6.8
		陸別町	岡田の沢林道	2.5		○	1.1
		陸別町	土井沢林道	4.3		○	0.0
		陸別町	土井沢支線林道	4.6		○	0.0
		陸別町	宇遠別第4支線林道	5.6		○	11.3
		陸別町	宇遠別支線林道	2.0		○	2.0
		陸別町	川上の沢林道	2.3		×	4.7
		陸別町	陸別越連絡林道	2.8		○	1.2
		足寄町	上足寄林道	18.8	3	○	0.0
		足寄町	風達幹線林道	9.6	4	○	0.0
		足寄町	風達第2支線林道	4.6	1	○	0.0
	計		24	114.5	16	24	83.0

林 道 施 設 点 検 表

	管理署名	市町村	林道名	点検路線延長 (km)	点検施設内訳 橋梁 (箇所数)	点検施設内訳 安全施設等 (有無)	次林道距離 (km)
北海道森林管理局（帯広地区）	十勝西部						37.2
		清水町	石山北清水林道	4.6	2	○	0.0
		清水町	北清水林道	8.7		○	14.8
		清水町	羽帯支線林道	4.1	1	○	5.7
		清水町	オマベツ林道	5.1		○	10.3
		清水町	旭山林道	1.0	1	○	13.3
		芽室町	登の沢林道	3.9		○	13.0
		芽室町	上美生林道	4.0	1	○	0.0
		芽室町	上美生4の沢林道	2.0	2	○	0.0
		芽室町	上美生2の沢林道	1.8		○	6.7
		芽室町	ペンケナイ林道	2.3		○	0.0
		芽室町	滝の沢林道	2.0		○	0.0
		芽室町	深沢林道	3.5	2	○	20.1
		芽室町	雄馬別林道	8.9	2	○	11.3
		帯広市	戸蔦別川林道	14.5	1	○	0.0
		帯広市	オピリネップ林道	2.1		○	0.6
	計		15	68.5	12	15	133.0
	東大雪						78.7
		新得町	ユートムラウシ林道	12.8	2	○	0.0
		新得町	ポントムラウシ林道	3.6	4	○	6.8
		新得町	幌内林道	0.2	1	○	5.3
		新得町	ペンケキナウシ林道	0.6	1	○	12.4
		新得町	パンケニコロベツ林道	16.1	14	○	22.3
		新得町	パンケニコロベツ1の沢林道	3.6	5	○	4.5
		新得町	パンケニコロベツ滝の上林道	1.9		○	8.3
	計		7	38.8	27	7	138.3
合計			59	320.9	70	59	646.4

様式1

業務実施結果報告書

令和　　年　　月　　日

森林管理(支)署長　　殿

（住所）
（商号又は名称）
（代表者氏名）

業務名：

上記業務に係る貴署管内の業務について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

１　実施期間　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
２　実施内容　　別添資料のとおり

※その他必要事項及び特記事項を記載のこと。

	実施結果確認欄
確認月日	
確認者	
特筆事項	

※①実施結果確認は、森林管理（支）署の林道事業担当者が行う。
※②実施結果確認は、森林管理（支）署に実施結果報告を行った際に行うこと。
※③森林管理（支）署への提出は１部とし、確認を受けた表紙の写しを局報告書に添付すること。

様式２

業　　務　　日　　誌

№

調査・点検者	

月　日	天候	森林管理署（支）名	路線名	作業時間帯	業　務　内　容	備　　考

様式３

林道等点検野帳

計画期間：		調査番号	
森林管理署名		調査年月日	
林　道　名		延長（うち併用）	
接 続 道 路	国道、県道、市町村道、林道　～　国道、県道、市町村道、林道		
通行管理の状況	門扉、チェーン、ロープ、開放	施錠の有無	有り、無し
通行規制表示の有無（看板等の有無）		有り、無し	

林道の現況（異常箇所の位置及び状況）

位置（km）	点検項目	施設の状況 又は点検・診断の時期	対策内容、実施時期及び概算の対策費用

○　林道交通安全に関する所見

（注）点検項目は、路体、路側、法面、排水施設、橋梁、防護施設、安全施設、標識類、その他の状況

（参考記載例）

様式３

林道等点検野帳

調査番号	

森林管理署名	○○森林管理署	調査年月日	令和○年○月○日
林　道　名	○○林道	延長（うち併用）	２，５００ｍ（０ｍ）
接 続 道 路	国道、県道、○市町村道、林道　～　国道、県道、市町村道、○林道		
通行管理の状況	門扉、チェーン、ロープ、○開放	施錠の有無	有り、○無し
通行規制表示の有無（看板等の有無）		有り、○無し	

林道の現況（異常箇所の位置及び状況）

位置(km)	点検項目	施設の状況 又は点検・診断の時期	対策内容、実施時期及び概算の対策費用
０．３	法面	崩土あり（通行に支障なし）	崩土除去（○○千円）
０．５	安全施設	カーブミラー損傷	ミラー取り換え（○○千円）
０．６	法面、標識	転石あり（通行に支障なし）	注意標識設置（○○千円）
０．８	○○１号橋	橋梁点検調査表 No.1 のとおり	橋面舗装の補修（○○○千円）
０．９	排水施設	横断溝の蓋が不安定（通行に支障なし）	
１．１	安全施設	カーブの見通し悪し	ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ設置（○○千円）
１．３	路肩	路肩決壊 （L4.5m、H2.5m、D1.0m）	大型車要通行規制 盛土及びﾌﾄﾝｶｺﾞ設置（○○○千円）
１．８	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ	溝渠点検調査表のとおり	

○　林道交通安全に関する所見

・　林道施設については、1.3km 地点の路肩決壊の対策が必要である他は、通常の維持修繕により通行の安全を確保。また、大型車両の通行規制表示が必要。

・　安全施設については、カーブミラー、注意標識について計画的な整備が望ましい。

・　また、1.0km 地点に、レク森があり一般車両の通行が多いことから、併用林道とすることが望ましい。

（注）点検項目は、路体、路側、法面、排水施設、橋梁、防護施設、安全施設、標識類、その他の状況

様式4

橋 梁 点 検 調 査 表

森林管理署名		箇所番号		林道名		位置（調査地点）		設置年度		全体を通しての点検結果（補修等の必要性の有無）有・無
橋梁名		橋梁延長	m	橋梁種類		調査月日 調査者		年　月　日 氏名：		

調査項目		異常の有無	異常の現状									所見
上部構造	舗装	有・無	亀裂	ポットホール	段差	わだち	コルゲーション	その他（　）				
	床版	有・無	亀裂	剥離	剥離・板落	エフロレッセンス（白華）	豆板・空洞	鉄筋露出 腐食	木材腐食	その他（　）		
	H鋼桁	有・無	亀裂	変形	ボルト結合部異常	塗装剥離	錆・腐食	その他（　）				
	コンクリート桁	有・無	亀裂	剥離	エフロレッセンス（白華）	豆板・空洞	鉄筋露出 腐食	その他（　）				
	木製桁	有・無	亀裂	変形	木材腐食	ワイヤーロープ	その他（　）					
	伸縮装置	有・無	遊間異常：本体桁部分(開き幅)	ｴﾗｽﾀｲﾄ本体桁部分　（凸外）	遊間異常：目地（開き幅）	ｴﾗｽﾀｲﾄ目地（凸外）	その他（　）					
	支承	有・無	変形（本体）	変形（沓座）	ボルト異常（本体）	ボルト異常（沓座）	その他（　）					
	排水施設	有・無	枡：損傷	枡：詰まり	管：損傷	管：詰まり	その他（　）					
	防護柵（欄干）	有・無	損傷	一部欠落	錆・腐食	その他（　）						
	落橋防止	有・無	変形	損傷	その他（　）							
下部構造	胸壁	有・無	亀裂	破損	レイタンス	豆板・空洞	鉄筋露出 腐食	その他（　）				
	橋座	有・無	亀裂	破損	その他（　）							
	橋台（本体）	有・無	亀裂	破損	ずれ（移動）	傾き	その他（　）					
	橋台（フーチング）	有・無	亀裂	破損	洗堀	その他（　）						

様式５

溝 渠 点 検 調 査 表

（コルゲートパイプ、ボックスカルバートほか）

調査年月日	

調査年月日	
森林管理署等名	

箇所番号	林 道 名	位置(㎞)<起点～>	溝 渠 種 別	閉 塞 の有無	損 傷 の有無	所 見	箇所番号	林 道 名	位置(㎞)<起点～>	溝 渠 種 別	閉 塞 の有無	損 傷 の有無	所 見
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	
				有・無	有・無						有・無	有・無	

様式６

現況写真（参考作成例）

林道名	○○林道	位置（km）	○.○km

ＢＰ側より

ＥＰ側より

様式６

現況写真（参考作成例）

林道名	○○林道	位置（km）	○.○km

コンクリート擁壁のクラック詳細

橋面舗装の亀裂詳細

様式７

業務計画書

業務名：

１　事業対象林道等

路線数

延　長　　ｋｍ

２　事業内容

事業実施方針及び実施項目等

３　事業実施期間

自　　令和　　年　　月　　日

至　　令和　　年　　月　　日

様式８

中止（廃止）申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長　　殿

住　所
氏　名

業務名：

令和　　年　　月　　日 付契約の上記業務について、下記により中止したいので、契約書第14条第１項の規定により申請します。

記

１ 委託事業中止の理由
２ 中止しようとする以前の事業実施状況
　(1)事業について
　(2)経費について
　(3)経費支出状況
３ 中止後の措置
　(1)事業について
　(2)経費について
　(3)経費支出予定明細

様式10

完了報告書

業務名：

令和　　年　　月　　日付契約した上記業務は、令和　　年　　月　　日に完了したから報告します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長　　殿

住　所

氏　名

監督職員	令和　　年　　月　　日
経　　由	氏　名
記　　事	